

沼津市森林整備計画書

計画期間

自 令和 3年4月 1日
至 令和 13年3月31日

静岡県
沼津市

はじめに

沼津市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める富士地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、富士地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

<目 次>

| | |
|--|------------|
| I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 | …1 |
| 第1 森林整備の現状と課題 | …1 |
| 1 市の概況と特性 | |
| 2 森林整備について | |
| 第2 森林整備の基本方針 | …4 |
| 1 森林の機能と望ましい姿 | |
| 2 森林整備の基本的な考え方 | |
| 3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定 | |
| 4 その他必要な事項 | |
| 第3 森林施業の合理化に関する基本方針 | …16 |
| 1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進 | |
| 2 森林施業の共同化の促進 | |
| 3 林業に従事する者の養成及び育成・確保 | |
| II 森林整備の方法に関する事項 | …17 |
| 第1 伐採に関する事項 | …17 |
| 1 伐採の方法 | |
| 2 標準伐期齢 | |
| 第2 造林に関する事項 | …20 |
| 1 人工造林に関する事項 | |
| 2 天然更新に関する事項 | |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 | |
| 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準 | |
| 第3 保育・間伐に関する事項 | …26 |
| 1 保育の作業種別の標準的な方法 | |
| 2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法 | |
| 3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林 | |
| 第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | …29 |
| 1 作業路網の整備に関する事項 | |
| 2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | |
| 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 | …32 |
| 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針 | |
| 2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策 | |
| 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | |
| 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 | |
| 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 | …33 |
| 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 | |
| 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | |
| 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | |
| 第7 その他森林整備に関する必要な事項 | …34 |
| 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 | |
| 2 林業機械の導入の促進に関する事項 | |

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

| | |
|---|------------|
| III 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項 | …36 |
| 第1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等 | …36 |
| 1 森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法 | |
| 2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針 | |
| 第2 鳥獣による森林被害対策の方法 | …36 |
| 1 鳥獣害防止森林区域の設定 | |
| 2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法 | |
| 3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法 | |
| 4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等 | |
| 5 その他必要な事項 | |
| 第3 林野火災の予防の方法 | …38 |
| 第4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | …38 |
| 第5 その他必要な事項 | …38 |
| 1 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分 | |
| 2 その他 | |
| IV 森林の保健機能の増進に関する事項 | …39 |
| 第1 保健機能森林の区域 | …39 |
| 第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法 | …40 |
| 第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 | …41 |
| 1 森林保健施設の整備 | |
| 2 立木の期待平均樹高 | |
| 第4 その他必要な事項 | …41 |
| V その他森林の整備のために必要な事項 | …42 |
| 第1 森林経営計画の作成に関する事項 | …42 |
| 1 森林経営計画の記載内容に関する事項 | |
| 2 一体整備相当区域 | |
| 第2 生活環境の整備に関する事項 | …42 |
| 第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | …42 |
| 第4 森林の総合利用の推進に関する事項 | …42 |
| 第5 住民参加による森林の整備に関する事項 | …43 |
| 1 地域住民参加による取組 | |
| 2 上下流連携による取組 | |
| 3 その他 | |
| 第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | …44 |
| 第7 その他必要な事項 | …44 |
| 1 施業の制限を受けている森林に関する事項 | |
| 2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項 | |
| 3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項 | |
| 4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項 | |
| 5 公有林の整備に関する事項 | |

- 6 良好な森林景観の形成に関する事項
- 7 公共建築物での木材利用の促進と建築事例

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第10条の5第2項第1号及び第5号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第1 森林整備の現状と課題

1 市の概況と特性

本市は首都圏から約100kmに位置する静岡県の東部地域にあって、東側は三島市・長泉町・清水町・函南町に、西側は富士市、南側は伊豆の国市・伊豆市に接している。

市域の北部には富士を仰ぐ愛鷹山南麓の丘陵地が広がり、南部には達磨山をはじめ急傾斜面の山々が連なり、海沿いには約63kmにも及ぶ変化に富んだ美しい海岸線が形成されるとともに、市の中心部には、白砂青松の千本松原をはじめ、香貫山、狩野川など、海・山・川の豊かな自然環境に恵まれている。

本市の総面積は18,696haであり、そのうち森林面積は9,388ha（民有林8,027ha、国有林1,361ha）で総面積の50%を占めている。市内の森林は、木材生産が期待されている人工林、防風・防潮を目的とした海岸林、山地災害の危険性や水害発生の緩和が期待される森林、住宅地を取り囲む里山林、自然の景観を形成する森林、大瀬崎のビャクシン樹林等の貴重な植生まで多種・多様な森林で構成されている。

こうした状況や地域における市民の森林に対する意識・価値観が異なることから、水源涵養機能等の公益的機能、資源として利活用が可能な森林における木材生産、その他自然環境の保全等の多様な機能発揮等、市内の各地域において異なる機能が求められている。



沼津市街地

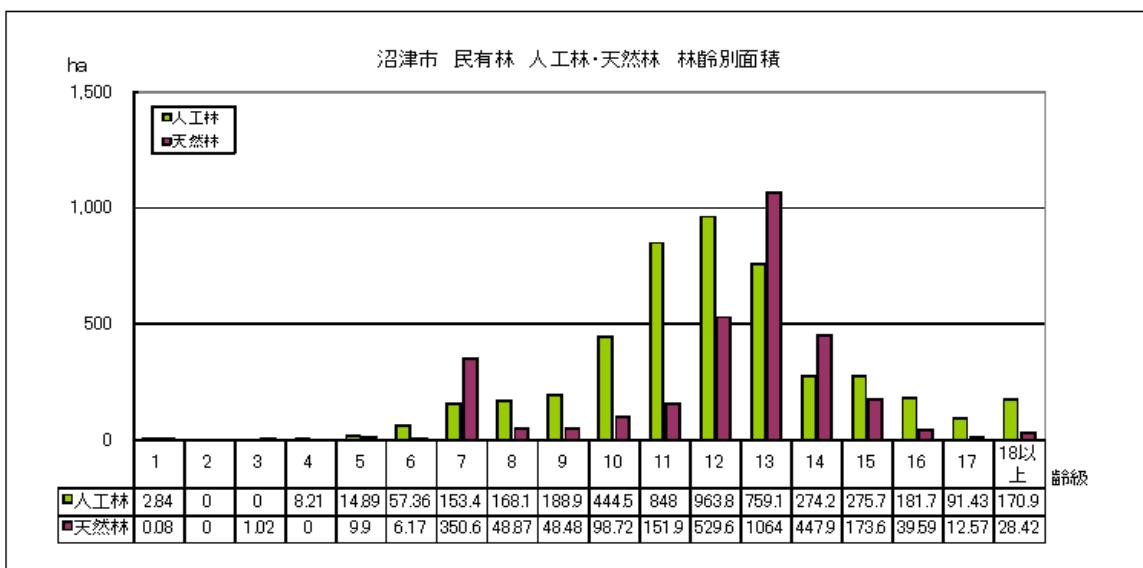
2 森林整備について

(1) 林業の振興

本市の民有林面積は8,027ha（本計画対象面積7,996ha）で、そのうちヒノキ・スギを主体とした人工林の面積は4,597haであり、人工林率は57%となっている。

人工林の約91%が41年生以上の林分であり、伐期齢を迎えた森林が多く、資源として成熟しており、今後は森林を効率的に整備し、木材を生産することが望まれる。

このため、森林の整備は、森林の蓄積量の維持を図るよう、計画的に進めることとし、森林の持つ多様な機能を発揮する環境に配慮した持続可能な森林経営の実施を目指す。



※人工林は、資源の利活用ができる林齢に達した林分が大多数を占める。

しかしながら、市内では林業生産活動が全般にわたって停滞している状況にある。そのため、林業の振興に資するためには、森林・林業関係者が一体的に成熟した森林の利活用を図っていくことが必要である。

今後は、計画的な間伐等の森林整備を積極的に進めることとし、併せて生産基盤となる林内路網の整備、森林組合を主体とした施業実施体制の整備、森林組合や林業経営体の育成とともに、関連施策の積極的活用を図り、地域の実態に即した森林整備を進めていく。

また、市内で生産される地域材の利用を促進するため、「沼津市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物の整備において、可能な限り木造化又は内装の木質化を図り、木材利用に積極的に取り組む。

(2) 公益的機能の高度発揮

本市は、海と山に囲まれており、豪雨や大規模地震等で土砂災害や津波の被害を受けるおそれが高く、また、河川沿いに広がる低平地などでは、近年多発する局地的な集中豪雨などにより浸水被害が発生しており、自然災害を未然に防ぐため森林の保全・再生に努める必要がある。

また、海岸においては防潮・防風等の住民生活を守る役割をはたしている海岸林の管理・整備を進める必要がある。

このように、市内の森林は、各地域において様々な公益的機能（水源涵養機能、山地災害防止/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能）の高度発揮が求められるため、森林の整備や保全を通じた機能の維持・発揮を目指す。

(3) 自然環境の保全と活用

本市は、豊かな自然に恵まれており、この自然環境を確実に未来へ引き継いでいくことが必要である。

また、これらの豊かな自然は、地域資源として市民共通の財産であり、魅力的な観光資源となっている。

そのため、自然環境を保全しつつ、市民や本市を訪れる人々が、自然と触れ合うことができる場としての活用を図り、人と自然が共生できる環境づくりを進めていく必要がある。

こうした状況に合わせ、地域住民のみならず、市内外から人々が訪れる香貫山の自然や千本松原など地域住民との協働を活用した保護を進めるとともに、貴重な植生の保全を図る。



香貫山香陵台



千本松原

第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表1-2-1に示す。

表1-2-1 森林の機能と望ましい森林の姿

| 機能 | 働き | 機能発揮の上から望ましい森林の姿 |
|-------|-----------------|--|
| 公益的機能 | 木材等生産機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育に適した森林土壤を有している。 ・適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている。 |
| | 水源涵養機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有している。 ・下層植生とともに樹木の根が発達している。 |
| | 山地災害防止機能／土壌保全機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れている。 ・適度な光が差し込み、下層植生が発達している。 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。 |
| | 快適環境形成機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。 |
| | 保健・レクリエーション機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ・身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ・必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。 |
| | 文化機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ・必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。 |
| | 生物多様性保全機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系を保持している。 ・学術的に貴重な生物種が生育・生息している。 |

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域

表1-2-1に示した森林の機能を特に發揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表1-2-2のとおり定める。

表1-2-2 森林の機能別の区域

| 機能 | 森林の機能別の区域 |
|------------|--|
| 木材等生産機能 | 木材等の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」) |
| 公益的機能別施業森林 | 水源涵養機能 水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」) |
| | 山地災害防止機能 土壌保全機能 山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」) |
| | 快適環境形成機能 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」) |
| | 保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」) |

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るために森林における施業の方法(以下、「施業種」という。)を表1-2-3のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表1-2-4のとおり定める。

表 1-2-3 施業の方法（施業種）

| 区域 | 施業種 | 主伐 | 間伐 |
|---|-------|---|--|
| 木材等生産機能維持増進森林 | 通常伐期 | IIの第1に示す「伐採に関する事項」のとおりとする。 | |
| 水源涵養機能維持増進森林 | 伐期の延長 | 主伐の時期は、公益的機能を高度に發揮させるために、おおむね標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。 | IIの第3の1「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。 |
| 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林 | 長伐期 | 主伐の時期は、公益的機能を高度に發揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。 | |

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用する。

表 1-2-4 主伐の時期（伐期齢）の下限

| 施業種 | 樹種（林齢） | | | | | |
|-------|--------|-----|----|------------|-----|------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他 針葉樹 | コナラ | その他 広葉樹 |
| 通常伐期 | 40 | 45 | 35 | 50 | 15 | 25 |
| 伐期の延長 | 50 | 55 | 45 | 60 | 25 | 35 |
| 長伐期 | 64 | 72 | 56 | 80 | 24 | 40 |

※1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※2 標準伐期齢は、IIの第1の表2-1-3を参照

(3) 森林の整備・保全の考え方

表1-2-2に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表1-2-5のとおり定める。

表1-2-5 森林の整備・保全の考え方

| 区域 | 森林の整備・保全の考え方 | |
|---------------|---------------------|---|
| 木材等生産機能維持増進森林 | | <ul style="list-style-type: none"> 地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 施業種は、「通常伐期」とする。 木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するよう努めるものとする。 |
| 公益的機能別施業森林 | 水源涵養機能維持増進森林 | <ul style="list-style-type: none"> ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 施業種は、「伐期の延長」とする。 |
| | 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 | <ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 渓岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保する。 |
| | 快適環境形成機能維持増進森林 | <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。 松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保する。 |
| | 保健文化機能維持増進森林 | <ul style="list-style-type: none"> 保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 保健機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保する。 |

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表1-2-7のとおり定める。

表1-2-7 区域設定の基本方針

| 区域 | 区域設定の基本方針 | | |
|-------------------|-------------------------|--|---|
| 維持増進森林 木材等生産機能 | 対象森林 | <ul style="list-style-type: none"> 地位が高く、緩傾斜で林道等から近い針葉樹人工林が多くの割合を占める森林を面的に設定 | |
| | 単位 | <ul style="list-style-type: none"> 分布状況を踏まえ、面的（原則林班単位）に設定 | |
| 公益的機能別施業森林 | 維持増進森林 水源涵養機能 | 法的な規制 | <ul style="list-style-type: none"> 水源かん養保安林 |
| | | 対象森林 | <ul style="list-style-type: none"> 水源地周辺の森林（愛鷹山麓を源流とする高橋川源流の森林等） 地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺の森林 |
| | | 単位 | <ul style="list-style-type: none"> 分布状況を踏まえ、面的（原則林班単位）に設定 |
| | 機能維持増進森林 山地災害防止／土壤保全 | 法的な規制 | <ul style="list-style-type: none"> 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地災害防止法） |
| | | 対象森林 | <ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 土砂流出、土砂の崩壊の防備のための治山施設の施工や急傾斜地対策なされている森林 |
| | | 単位 | <ul style="list-style-type: none"> 分布状況を踏まえ、面的（原則林班単位）に設定 |
| | 快適環境形成森林 維持増進機能 | 法的な規制 | <ul style="list-style-type: none"> 飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林 |
| | | 対象森林 | <ul style="list-style-type: none"> 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等の松林 風害、潮害等の気象条件を防止する効果が高い松林 |
| | | 単位 | <ul style="list-style-type: none"> 分布状況を踏まえ、特定の区域（林班単位）で設定 |
| 維持増進森林 保健文化機能 | 法的な規制 | <ul style="list-style-type: none"> 保健保安林 保健機能森林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法） 自然公園特別地域等（自然公園法） 風致地区（都市計画法） | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や貴重な植物群落を有する森林 優れた自然景観等を形成する森林 千本風致地区、香貫山風致地区、徳倉山風致地区、牛臥風致地区、戸田生活環境保全林 | |
| | 単位 | <ul style="list-style-type: none"> 分布状況を踏まえ、特定の区域（林班単位、準林班単位、林小班単位）で設定 | |

(2) 地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとする。

ア 愛鷹地域

愛鷹山山麓は古くからヒノキの造林が行われており、伐期を迎えた林分も多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進し、形質の良好な林木からなる、森林を目指すものとする。

また、下流域の高橋川周辺等では浸水被害が深刻化しているので、水源涵養機能を高度に発揮させるため、浸透・保水能力が高い森林を目指すものとする。



愛鷹山山麓

イ 千本松原地域

西部から狩野川河口付近までの海岸沿いに広がる沼津のシンボルである千本松原は、潮害防備、風害防備及び生活環境の保全や「日本の白砂青松」に選定されるなど、景観的にも優れ、市民の憩いの場としても親しまれている。

ここでは各種機能を重視した海岸林としてクロマツを中心とした整備・保全を市民団体・ボランティアと協働しながら行っていく。



千本松原

ウ 香貫山地域

市街地中心部に位置する香貫山から南に連なる森林は、「沼津アルプス」と名付けられ地域住民のみならず、市内外から人々が訪れるところから憩いの場として利用されており、今後も保健・レクリエーション機能を発揮できる森林を目指すものとする。

また、大平江川下流周辺では浸水被害が深刻化しているので、水源涵養機能を高度に発揮させるため、浸透・保水能力が高い森林を目指すものとする。



香貫山から望む沼津アルプス

エ 西浦地域

西浦地区はみかんの産地として有名であり、「西浦みかん寿太郎」のブランド化に成功している。農業用水の確保を図るため、水源涵養機能を高度に発揮させた浸透・保水能力が高い森林を目指すものとし、ヒノキ・スギの人工林での間伐等の森林整備を促進する。

また、シイタケ栽培も行われていることから、品質の高い原木栽培を継続すると共に、シイタケ原木の安定的供給ができる森林を目指すこととする。



西浦のみかん畑

オ 戸田地域

戸田地区はしきみの栽培が盛んであり、風光明媚である県道沼津土肥線周辺の森林は、国立公園の特別地域に指定されている。

また、当地域は、効率的な施業が可能な人工林が多く、高い木材生産機能を有している。

その中でも、市有林については、戸田森林組合が主体となって森林認証(SGEC)を取得している。

今後、森林経営計画を順次作成し、水源涵養機能や、生物多様性の保全等、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、林業生産活動を通じた適正な森林管理と、森林環境の保全と維持により、将来に渡り豊かな森林を目指す。



戸田御浜岬

各地域の位置



(3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を發揮する必要のある森林とその施業種を表 1-2-8～10 のとおり設定する。

表 1-2-8 地域別の森林の区域

| 地域 | 機能区分 | | | | | | 施業種 | 区域設定の考え方 | 面積 (ha) |
|--|------|----|----|----|----|---|-------|---|------------|
| | 木材 | 水源 | 山地 | 快適 | 保健 | 他 | | | |
| 愛鷹地域 1～26 81～97 林班 | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 伐期をむかえ成熟した針葉樹人工林が大部分を占めるため、森林整備により木材利用を図りつつ、水源涵養機能發揮を目指す。 | 1,873.8 |
| | ○ | ○ | | ○ | | | 長伐期 | 住民生活に密接に関係しており、快適環境形成機能を維持する。 | 0.25 |
| 千本松原 地域 27、98 林班 30 林班と | | | ○ | ○ | | | 長伐期 | 千本松原は防潮、防風機能として住民の生活に密接に関係しており、市民の憩いの場としても利用されているため、快適環境形成機能および保健・レクリエーション機能を發揮させる。 | 101.1 |
| 香貫山 地域 28～37 林班 (30 林班と除く) | | ○ | | ○ | | | 長伐期 | 民家に接している急傾斜地崩壊危険区域が多く、治山事業が多数施工されており、急傾斜地対策がなされているため、山地災害機能を發揮させる。 また、香貫山から南に連なる沼津アルプスは市民の憩いの場としても利用されているため、保健・文化機能を發揮させる。 | 536.32 |
| | ○ | ○ | | ○ | | | 長伐期 | 大平江川下流周辺では浸水被害が深刻化しているので、水源涵養機能を高度に發揮させるため、浸透・保水能力が高い森林を目指すものとする。(33 林班) | 134.39 |
| 西浦地域 38～80 林班 | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 森林資源を利用しつつも、農業用水(みかん)として水源涵養機能を發揮させる。 | 1,874.56 |
| | ○ | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 県道西浦船原高原線、県道沼津土肥線沿いは国立公園の特別区域に指定されており保健・レクリエーション機能を發揮させる。 | 474.77 |
| 戸田地域 99～147 林班 | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 伐期をむかえ成熟した針葉樹人工林が大部分を占めるため、森林整備により木材利用を図りつつ、水源涵養機能發揮を目指す。 | 1,769.37 |
| | ○ | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 山地災害が発生する危険性が高く、大部分が土砂流失防備保安林に指定されている。(100、101、102、141 林班) | 244.54 |
| | ○ | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 戸田生活環境保全林や県道沼津土肥線沿いは国立公園の特別区域に指定されており保健・文化機能を發揮させる。(98～101、107～111、118～119、122、131～137、139～145 の一部) | 986.76 |

※ 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1-2-9 森林の区域（機能別）

| 区分 | 森林の所在 | 面積 (ha) |
|-------------------|-------------------------|----------|
| 木材等生産機能 維持増進森林 | 別添一覧及び概要図のとおり | 7,224.05 |
| 公益的機能別施業森林 | 水源涵養機能 維持増進森林 | 7,358.44 |
| | 山地災害防止/土壤保全 機能維持増進森林 | 915.25 |
| | 快適環境形成機能 維持増進森林 | 101.35 |
| | 保健文化機能 維持増進森林 | 2,233.34 |

※1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1-2-10 森林の区域（施業種別）

| 施業種 | 森林の所在 | 面積 (ha) |
|-------|---------------|----------|
| 通常伐期 | 該当なし | — |
| 伐期の延長 | 別添一覧及び概要図のとおり | 5,517.73 |
| 長伐期 | 別添一覧及び概要図のとおり | 2,478.13 |
| 合計 | | 7,995.86 |

※ 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

該当なし

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な間伐を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-2-12のとおり定める。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-2-12のとおり定める。

表1-2-12 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

| 種類 | 森林の整備・保全の考え方 |
|--------------------|---|
| 特に針広混交林化を推進すべき森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採方法は間伐とする。 ・間伐率はおおむね 40%以内とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・こうした施業により、単層であるスギ・ヒノキの人工林を、広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林化を目指すものとする。 |
| 森林の区域 | 別添一覧のとおり 【面積 1,356.37 ha】 |
| 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採方法は、原則として間伐とし、間伐率はおおむね 50%以内とする。ただし、竹林にあって樹種転換を図る場合は、皆伐とすることができます。 ・皆伐した場合の更新方法は、郷土樹種であって、対象森林に適した広葉樹等の優良な母樹が存在し、更新が確実に見込まれる場合は、天然更新によるものとする。なお、必要に応じて更新補助作業を行う。天然更新が見込まれない場合には、郷土樹種であって対象森林に適した広葉樹等を植栽するものとする。 ・さらに、育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、竹の侵入により広葉樹の育成が妨げられるおそれのある場合は、継続的な竹の除去を行う。 ・こうした施業により、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等へ誘導する。 |
| 森林の区域 | 別添一覧のとおり 【面積 0.25 ha】 |

(3) 竹林の取扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取扱いを表 1-2-13 のとおり定める。

表 1-2-13 竹林の取扱い

| 管理の目的 | 整備・保全の考え方 |
|-----------------------|--|
| 竹林としてではなく、森林の保全・再生を優先 | <ul style="list-style-type: none">・森林景観及び環境の保全・ふれあいの場、体験教育の場等として活用・防災機能等の確保 <ul style="list-style-type: none">・竹林の拡大防止・伐採や枯殺後、樹種転換・ふれあい、体験教育等の機会を創出・地域住民や NPO 等との協働による森林づくり |

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進します。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成していく。

また、就業前の情報提供や就業支援講習会等により新規就業の促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

II 森林整備の方法に関する事項 (法第10条の5第2項第2～4号及び第6～8号

並びに第3項第1～3号)

第1 伐採に関する事項 (法第10条の5第2項第2号)

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1-1のとおり定める。

表2-1-1 立木竹の伐採の方法

| 区分 | 指針 | |
|-----------------------|--|--|
| 主伐 (更新を伴う 伐採) | 皆伐 | <ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、択伐以外のもの。・気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことと配慮して行うもの。<ul style="list-style-type: none">➢ 適切な伐採区域の形状➢ 1箇所あたりの伐採面積の規模➢ 伐採区域のモザイク的配置・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図るもの。 |
| | 択伐 | <ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。・適切な伐採率とは、材積率 30%以下とする。ただし、伐採後に人工造林を行う場合には 40%以下とする。 |
| 間伐 (更新を伴わない 伐採) | 立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。 | |

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表2-1-2のとおり定める。

表2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

| 区分 | 指 針 |
|-------|--|
| 共通事項 | <p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものという。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 |
| 育成单層林 | <p>育成单層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齡等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。 |
| 育成複層林 | <p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 ・ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとする。 <p>ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は40%（材積率）を上限とする。</p> |

| | |
|------|--|
| | イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。 |
| 天然生林 | ・主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。 |

※用語説明

- ・育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- ・育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- ・天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表2-1-3のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではない。

表2-1-3 標準伐期齢

| 地区 | 樹種（林齢） | | | | | |
|----|--------|-----|----|------------|-----|------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他 針葉樹 | コナラ | その他 広葉樹 |
| 全域 | 40 | 45 | 35 | 50 | 15 | 25 |

※ マツは、クロマツ及びアカマツを指す。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定める。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

| 人工造林の対象樹種 |
|--------------------------|
| スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、ケヤキ、ナラ類 |

- ※1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長にすぐれたものや花粉症対策に資する苗木の導入に努めるものとする。
- ※2 クロマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗力が認められたものが望ましい。
- ※3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の農林農地課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-2-2に定める。

表2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

| 樹種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本/ha） | 備考 |
|-----|--------|-----------------|----|
| スギ | 中仕立て | 3,000～3,500本/ha | |
| | 疎仕立て | 2,000本/ha | |
| ヒノキ | 中仕立て | 3,000～3,500本/ha | |
| | 疎仕立て | 2,000本/ha | |
| マツ類 | 中仕立て | 3,000本/ha | |
| 広葉樹 | 中仕立て | 3,000本/ha | |

- ※1 マツ類は、アカマツとクロマツを指す。
- ※2 標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、市の農林農地課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。
- ※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000本/haを下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、市の農林農地課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表 2-2-3 に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林や、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽に努めるものとする。

表 2-2-3 人工造林の標準的な方法

| 区分 | 標準的な方法 | |
|-----|---|--|
| | 育成単層林 | 育成複層林 |
| 地拵え | <ul style="list-style-type: none"> ・植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 ・気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。 | — |
| 更新 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として植栽とする。 ・植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として樹下植栽とする。 ・隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。 ・植栽する本数は、表 2-2-2 に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表 2-2-4 に定める期間内において更新を完了するものとする。

表 2-2-4 伐採跡地の人工造林をすべき期間

| 区分 | 伐採跡地の人工造林をすべき期間 |
|--------------------|----------------------------------|
| 皆伐 | 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内 |
| 択伐 (伐採率 40% 以下) | 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内 |

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表 2-2-5 のとおり定める。

表 2-2-5 天然更新対象樹種

| 天然更新対象樹種 | |
|----------------|---|
| 天然更新対象樹種 | スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、モミ、ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ |

※ 「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40 cm 以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表2-2-6に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表2-2-7に定める。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表2-2-8に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表2-2-6 天然更新の標準的な方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|--------|---|
| 天然下種更新 | 種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。 |
| ぼう芽更新 | 根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととする。 |

表2-2-7 天然更新すべき立木の期待成立本数

| 区分 | 本数 |
|--------|-----------|
| 期待成立本数 | 6,000本/ha |

表2-2-8 天然更新補助作業

| 補助作業 | 標準的な方法 |
|----------------|--|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。 |
| 刈出し | ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。 |
| 植込み | 天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。 |
| 芽かき (ぼう芽整理) | ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数4～5本を目安としてぼう芽整理を行う。 2回目は4年目に実施し、1株当たりの仕立て本数は2～3本とする。 |

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。このことから、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新を完了させるものとする。

(4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後おおむね5年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後5年以内とする。
- ・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
- ・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
- ・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
- ・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
 - ・プロットの大きさは5m×5m(25m²)とし、2箇所以上設ける。
 - ・プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
 - ・対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表2-2-9のとおり定める。

表2-2-9 天然更新の完了基準

| 項目 | 基準 |
|------------------|--|
| 完了の基準 | <ul style="list-style-type: none">・天然更新すべき立木(表2-2-5で定める樹種で樹高が2m以上のもの)の本数が、期待成立本数の3割以上で、かつ均等に生育している状態である。・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。 |
| 天然更新すべき立木の本数の下限値 | <ul style="list-style-type: none">・期待成立本数の3割 (=1,800本/ha)・ただし、気象や土壤等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000本/haを下限とすることができる。 |

ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、既往の主伐箇所における更新状況等から、天然更新が期待できないと認められる森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として表2-2-10に定める。

表2-2-10

| 森林の区域 | 面積 (ha) | 備考 |
|---------------|---------|--------------|
| 27、98林班、30林班と | 101.1 | 海岸林(マツ人工林)のみ |

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次とおり定める。

(1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表2-2-1のとおり。

イ 天然更新の場合

表2-2-5のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は、6,000本/haとする。

第3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表2-3-1のとおり定める。

表2-3-1 保育の標準的な方法

| 種類 | 樹種 | 実施林齢及び時期等 |
|------|-----------|--|
| 下刈 | スギ ヒノキ | 林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施 時期：6～7月頃を目安 |
| つる切り | スギ ヒノキ | 林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時 |
| 除伐 | スギ ヒノキ | 時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時 |
| 枝打ち | スギ ヒノキ | 林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃 |
| その他 | — | 造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置および捕獲等を実施 |

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表^{※1}」を利用して、表2-3-2に示す指針に従って実施する。

表2-3-2 間伐の標準的な方法

| 項目 | 指針 |
|-------------|---|
| 間伐の時期 | <ul style="list-style-type: none">間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数(Ry)^{※2}」を用いるものとし、その値を表2-3-3に定める。平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表2-3-4に定める。 |
| 間伐率 間伐回数 | <ul style="list-style-type: none">間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。材積による伐採率の上限は35%を標準とする。 |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。 |
| 選木の方法 | <ul style="list-style-type: none"> 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 8齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 利用可能な森林資源の活用を図るために、間伐材の搬出を推進する。 地形上、風衝地となり得る場所においては、風害に留意して間伐を行う。 |

※1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例を下表のとおり。

<「新・システム収穫表」による試算の一例>

| 年生 | 施業 | 本数 伐採率 | 伐採後本数 (本/ha) | 伐採後収 量比数 (Ry) | 平均胸高 直径(cm) | 伐採材積 (m ³ /ha) | 備考 |
|----|------|-----------|-----------------|---------------------|----------------|------------------------------|----|
| 15 | 下層間伐 | 25% | 2,061 | 0.7 | 10.8 | 11 | |
| 25 | 下層間伐 | 36% | 1,318 | 0.7 | 15.1 | 37 | |
| 40 | 下層間伐 | 32% | 898 | 0.7 | 20.6 | 53 | |
| 55 | 上層間伐 | 22% | 698 | 0.6 | 23.4 | 90 | |
| 70 | 上層間伐 | 20% | 552 | 0.6 | 28.0 | 103 | |
| 90 | 皆伐 | 100% | | | 34.5 | 462 | |

※ 樹種ヒノキ、15年生時立木本数2,750本/ha、地位IIIの条件で、長伐期施業（90年生を伐期）とした場合

※2 「収量比数（Ry）」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことである。間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び1に近づいていく。

表 2-3-3 収量比数

| 樹種 | 収量比数 |
|-----|------|
| スギ | 0.85 |
| ヒノキ | 0.85 |

表 2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

| 区分 | 間伐の実施時期の間隔 |
|---------|------------|
| 標準伐期齢未満 | 10 年 |
| 標準伐期齢以上 | 15 年 |

3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

該当なし

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表2-4-1に定義する。

表2-4-1 作業路網の区分と定義

| 区分 | | 定義 |
|------|-------|---|
| 基幹路網 | 林道 | 不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。 |
| | 林業専用道 | 主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワーダ等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。 |
| 細部路網 | 森林作業道 | 森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。 |

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム(車両系又は架線系)を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表2-4-2 作業路網の密度

| 傾斜区分 | 作業システム | 路網密度 | うち基幹路網 |
|----------------------|--------|----------|-------------|
| | | | |
| 緩傾斜地～中傾斜地 (0～30°) | 車両系 | 75m/ha以上 | 25～40m/ha以上 |
| | 架線系 | 25m/ha以上 | |
| 急傾斜地 (30～35°) | 車両系 | 60m/ha以上 | 15～25m/ha以上 |
| | 架線系 | 15m/ha以上 | |
| 急峻地 (35°～) | 架線系 | 5m/ha以上 | 5～15m/ha以上 |

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表2-4-3に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-3 林道の規格・構造

| 区分 | | 規格 (林道規程) | | 車道幅員 | 通行車両 | |
|------|----|-------------------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 基幹路網 | 林道 | 森林基幹道 森林管理道 森林施業道 | 第1種 及び 第2種 | 自動車道1級 自動車道2級 | 4.0m(3.0m) 3.0m | 一般車両、林業用車両 |
| | | | 第2種 | 自動車道3級 | 2.0m | |
| | | | 第2種 | 自動車道2級 | 3.0m | 林業用車両 (10t積トラック) |

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表2-4-4に示す。詳細な計画は、別紙及び付属の概要図による。

表2-4-4 基幹路網の整備計画

| 整備計画 | 路線数 | 延長又は箇所数 |
|-----------|-----|---------|
| 森林基幹道の開設 | 1路線 | 6.1 km |
| 森林管理道の開設 | — | — |
| 林道の改良（拡張） | 6路線 | 27 箇所 |
| 林道の改良（舗装） | 3路線 | 8.1 km |

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表2-4-5に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 2-4-5 森林作業道の規格

| 区分 | 幅員 | 通行車両（林業用車両） |
|-------|------------|---------------------|
| 森林作業道 | 全幅員 2.5m以上 | 車両系林業機械又は小型のトラック |
| | 全幅員 2.5m未満 | 車両系林業機械（車体幅 2.0m程度） |

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

(4) 路網整備等推進区域に関する事項

表 2-4-4 に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表 2-4-4 に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備等推進区域は、表 2-4-6 のとおり定める。

表 2-4-6 路網整備等推進区域

| 路網整備等 推進区域 | 面積(ha) | 開設予定 路線 | 開設予定 延長(m) | 対図番号 | 備考 |
|---------------|--------|------------|---------------|------|----|
| 戸田地区（126 林班他） | 713 | 土肥戸田 | 6,100 | 1 | |

※ 詳細な位置は、付属の概要図を参照。

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

山土場、機械の保管、土捨場等、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされている施設やその他森林の整備のために必要な施設について、表 4-7 に示す。

表 2-4-7 森林の整備のために必要な施設

| 施設の種類 | 位置 | 規模 | 対図番号 | 備考 |
|-------|--------|--------------------|------|----|
| 山土場 | 戸田叔母ヶ懐 | 200 m ² | 1 | |

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十haの施業団地とした上で、作業道の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- ① 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- ② ①に基づき伐採した木竹の処分権原
- ③ 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討する。この制度により森林所有者から経営管理権を取得した場合は、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定して再委託をおこない、また、林業経営に適さない森林については、必要に応じて森林環境譲与税等を活用して本市が直接森林整備を行うことにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第7号）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう、指導・助言する。

また、愛鷹地区国有林においては、民有林の関係機関と情報技術の交換や連絡調整を図りながら、民有林と国有林が連携した森林整備を推進していく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促す。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともにその地区集会を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明記する。

- ① 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- ② 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- ③ 共同施業実施者の一人が、上記①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

第7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項第1号から第3号）

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の小規模所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難である。

従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働の省力化を図ることとする。

また、森林組合について高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託の拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努める。

(1) 森林技術者の能力の向上

森林組合等の林業経営体に雇用された技術者について、国の人材育成制度等を利用して、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を図り、効率的な木材生産を担う森林技術者を育成する。

(2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

森林組合等の林業経営体の職員に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーを育成する。

(3) 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、林業の仕事や就業条件などに関する情報の提供、就業支援講習会の開催と、林業経営体による短期的な雇用により、林業への新規就業を促進する。

(4) 森林技術者の就労環境の向上

林業経営体による雇用環境の改善や労働安全の取組により、森林技術者の就労環境を向上する。

(5) 特用林産物生産者の育成

地域のしいたけ生産者やしきみ生産者の育成を図り、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大PR活動などを支援する。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

集約的な施業を実施するために、地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表2-7-1をモデルとする低コスト生産システムの構築を目指す。

また、低コスト生産システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表2-7-1 生産システムのモデル

| システム | 傾斜 | 最大到達距離 (m) | | 伐採 | 木寄せ・集材 | 枝払い・玉切り | 運搬 |
|------|----|------------|---------|-----------------|-------------------|----------------|-----------|
| | | 基幹路網から | 細部路網から | | | | |
| 車両系 | 緩 | 150～200 | 30～75 | ハーベスタ | グラップル | ハーベスタ | フォワーダトラック |
| | 中 | 200～300 | 40～100 | ハーベスタ チェーンソー | グラップル | ハーベスタ プロセッサ | フォワーダトラック |
| | 急 | 300～500 | 50～125 | チェーンソー | グラップル ワインチ | プロセッサ | フォワーダトラック |
| 架線系 | 中 | 200～300 | 100～300 | チェーンソー | スイングヤーダ タワーヤーダ | プロセッサ | トラック |
| | 急 | 300～500 | 150～500 | チェーンソー | タワーヤーダ | プロセッサ | トラック |

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表2-7-2に現状と今後の整備計画を示す。

表2-7-2 林産物の利用の促進のために必要な施設

| 区分 | 施設の種類 | 現状 | | | 整備計画 | | | 備考 |
|----|-----------------|--------|---------------------------|------|------|----|------|----|
| | | 位置 | 規模 | 対図番号 | 位置 | 規模 | 対図番号 | |
| 加工 | 木製品製造工場 | 沼津市井出 | 1,500 m ³ /年 | 1 | | | | |
| | 国産材合板他木材加工・製材工場 | 富士市中之郷 | 132,000 m ³ /年 | | | | | |
| | 木材チップ製造工場 | 富士市大渕 | 11,000t/年 | | | | | |
| 流通 | 原木市場 | 富士市大渕 | 88,840 m ³ /年 | | | | | |

Ⅲ 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 9 号及び第 10 号)

第 1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等

1 森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表 3-1-1 に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病害虫等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表 3-1-1 松くい虫等被害対策方針

| 項目 | 方針 |
|----------|--|
| 松くい虫被害対策 | <ul style="list-style-type: none">・静岡県松くい虫被害対策事業推進計画を受けて本市の松くい虫被害対策自主事業計画を定め、これに基づいた松くい虫被害対策を実施する。・保全すべき松林の被害跡地には、松くい虫に抵抗性を有するマツの植栽に努めることとし、復旧を図る。・快適環境形成機能を高度に發揮させる必要がある海岸部の保全すべき松林は、薬剤散布及び被害木駆除を行う。・地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。・地域にとって特に重要な松に対し、予防剤の注入を行う対策を実施し、保全する。 |
| ナラ枯れ被害対策 | 地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。 |

2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針

本市は、森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び薬剤散布、被害木の伐倒駆除による早期駆除を実施し、被害地域の拡大防止に努めているところであり、森林所有者及び地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体になった健全な森林育成に努めることとする。

第 2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、鳥獣害防止森林区域という。）を表 3-2-1 に定める。

表 3-2-1

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------|--------------------|----------|
| ニホンジカ | 48~78 林班、99~147 林班 | 4,816.19 |

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域の人工林においては、表3-2-2に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に即して本市が作成した「沼津市鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表3-2-2

| 対象鳥獣の種類 | 鳥獣害の防止の方法等 |
|---------|--|
| ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none">・ 人工植栽を実施する森林を中心に、鳥獣害の防止を図る。・ 鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。・ 植栽木等の保護は、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。・ 防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。・ 捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器による誘引狙撃等とする。・ 鳥獣害があまり発生しておらず、鳥獣害防止施設の設置等が不要と判断される場合には、上記の方法に代わり、現地調査等による森林のモニタリングを実施し、被害状況の確認に努める。 |

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、2の防止の方法に準じるものとする。

4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

5 その他必要な事項

該当無し

第3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- ・初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
- ・山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域において、タバコ及びたき火の後始末を徹底するよう周知する。
- ・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。

第4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「沼津市森林等の火入れに関する条例」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮するものとする。

第5 その他必要な事項

1 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林の所在を表3-5-1に示す。

また、松くい虫被害対策については、対策の方法及び実施する森林の区域を表3-5-2に示す。

表3-5-1 病害虫被害等のため伐採を促進すべき森林の所在

| 被害区分 | 森林の所在 | 備考 |
|------|----------------------|----|
| 潮害 | 27林班、30林班、98林班、107林班 | |

表3-5-2 松くい虫被害対策の対策方法及び区域

| 松林区分別 | 対策方法及び森林の区域 | 備考 |
|-------------|-------------|----------------------|
| 保全すべき 松林 | 高度公益機能森林 | 静岡県松くい虫被害対策事業推進計画による |
| | 地区保全森林 | |
| 被害拡大防止森林 | | |

※ その他、「沼津市松くい虫被害対策自主事業計画」を参照

2 その他

森林病害虫及び山火事等を未然に防止するとともに、森林巡視等に役立てるため、防火林道（出火時に消防自動車が消火活動をするための道）及び標識等の設置を推進する。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表4-1-1に示す。

表4-1-1 保健機能森林の所在

| 位置 | 森林の所在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | 備考 | |
|------|-------|--------------|---------------|-----|-----|------|----|-----|--|
| | 位置 | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 | |
| 香貫地区 | 上香貫 | 28林班 29林班 | 95 | 91 | 3 | 1 | 0 | 0 | |
| 千本地区 | 片浜原 | 27林班 98林班 | 93 | 88 | 3 | 2 | 0 | 0 | |

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表4-2-1のとおり定める。

表4-2-1 保健機能森林の施業の方法

| 施業の区分 | 施業の方法 |
|-------|---|
| 伐採 | <ul style="list-style-type: none">間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。伐採に伴う裸地面積の縮小を図る。 |
| 造林 | <ul style="list-style-type: none">周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の再造林に努める。特に地域独自の景観等の形成が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のため、特定の樹種の広葉樹を植栽する。 |
| 保育 | <ul style="list-style-type: none">利用者が快適に散策等を楽しめるよう、適度な林内の明るさを維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。施業は、地域の林業経営体が主体となって行うとともに、森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。 |

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

整備することが望ましい森林保健施設とその整備、維持、運営等にあたっての留意事項を表4-3-1のとおり定める。

表4-3-1 施設の整備

| 整備することが 望ましい施設 | 留意事項 |
|--------------------------|---|
| 管理施設、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設 | <ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行うこと。 |

2 立木の期待平均樹高

施設の整備において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を表4-3-2に示す。

表4-3-2 立木の期待平均樹高

| 樹種 | 期待平均樹高 (m) | 備考 |
|-----|------------|----|
| スギ | 18m | |
| ヒノキ | 18m | |
| マツ | 10m | |

第4 その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導する。

- ・Iの第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・IIの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・IIの第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・IIIに示す森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表5-1-1に定める。

表5-1-1 一体整備相当区域

| 区域名 | 林班 | 区域面積(ha) |
|--------|-----------------|----------|
| 愛鷹山麓 | 1~26、81~97 | 1,874.05 |
| 千本松原 | 27.98 | 92.89 |
| 沼津アルプス | 28~37 | 678.92 |
| 内浦・西浦 | 38~80 | 2,349.33 |
| 戸田北・井田 | 99~123、140~145 | 1,858.09 |
| 戸田南 | 124~139、146~147 | 1,142.58 |

第2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市は、市内の森林で生産された木材を使った木工教室や、市内で生産されたしいたけ等の林産物を出品する物産展等を開催する。

また、その作品や記録写真等を市内公共施設に展示するなど、森林資源の活用に対するPRを積極的に行っていく。

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

1 地域住民参加による取組

千本地区における海岸防災林に関しては、地域住民やボランティア団体等と官民一体となった森林整備を図る。

また、市内の中学生を中心とした青少年に対して、自然の大切さやふるさとへの愛着を育むため、森林組合等の協力を得て森林教育の場を設け、森づくりへの直接参加を推進する。



保安林内の清掃活動



地元中学生による間伐体験

2 上下流連携による取組

本市において、森林所有者のみならず市民全体で森林に対する関心が広がっている。このため、自治会や住民グループ等を対象に、里山林の森林整備に参画できる体制を構築する。

また、小中学生を対象に東部農林事務所、愛鷹山森林組合及び戸田森林組合と連携して「森林教室」等、森林教育の充実を図る。



森林組合による木工教室



ツリーアイング体験

3 その他

該当なし

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度の活用について検討中。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項

森林の土地の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

- ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

千本、井田地区及び御浜の松林については、防潮・防砂の役割が大きいことから、その保全に努めるものとする。

香貫山については、地域住民の憩いの場となっていることから、地域環境保全のための整備に努める。

また、大瀬一帯のビャクシン樹林については、日本最北端の天然群生地であり、非常に珍しいことから、その保全に努めるものとする。



大瀬のビャクシン

5 公有林の整備に関する事項

本市は、現在、1,200ha の森林を有している。このうち、人工林については、地域の規範となるよう、適正な管理を行うほか、資源として成熟した人工林については、利用間伐に加え、計画的に主伐・再造林を行うことで林齢構成を是正し、将来にわたる資源の循環利用を進めていく。

戸田地区市有林においては「沼津市と戸田森林組合における森林管理委託に係る協定書」を締結しており、SGEC 森林認証基準及び指標に基づき、適正な森林管理の実施、森林環境の保全と維持、生物多様性の保全など将来に渡り豊かな森林が維持できるよう管理する。

また、SGEC 認証森林で生産された木材（SGEC材）を市場に供給し、市内産の木材のブランド力向上を図る。



SGEC 森林認証林



戸田市有林における間伐作業

6 良好的な森林景観の形成に関する事項

市街地中心部に位置する香貫山から南に連なる森林は、「沼津アルプス」と名付けられ地域住民のみならず、市内外から人々が訪れるところから憩いの場として利用されており、多くの観光客が訪れるなど、本市を特徴づける景観の一つである。森林整備を行うにあたっては、森林の持つ多面的機能の発揮に配慮し、関係団体と協議しながら保全を目指す。

また、千本松原は、駿河湾に臨む砂嘴を豊かな松林が覆い、古くから名勝として知られている。

これらの風景は、人々の生活を通じて形成されてきたが、生活様式の変化に伴い、人々の松林との関わりが薄れ、土壤の富栄養化や松林の過密化が進み、マツの生育環境が悪化している。そこで、千本保護育成連絡会を通じ地域住民やN P O、企業と連携して、松葉掻き等の林床の清掃や松枯れ被害跡地への抵抗性を有するマツの植栽等を進め、松林によって構成される美しい森林景観を保全していく。



市民の憩いの場である千本松原

7 公共建築物での木材利用の促進と建築事例

平成 22 年に国は「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」を施行し、県は「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」を策定した。

それを受け、本市は平成 25 年度に「沼津市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を作成し、木材の利用を促進すべき対象建築物において、木造化又は内装の木質化を図っている。

別紙

基幹路網の整備計画

(単位 開設・舗装: km、改良: 箇所)

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 計画期 区分 | 延長/ 箇所 | 利用区域 面積 | うち前半 5年 分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|-----------|-----------------|------|---------------|-------------------|------------|-----------------|----------|--------------|
| 開設 | 自動車道 | 森林 基幹道 | 沼津市戸田 (旧戸田村) | 土肥戸田 | 前期 後期 計 | 6.1 - 6.1 | 713 | ○ | 1 | |
| | | | 計 | 1 路線 | 前期 後期 計 | 6.1 - 6.1 | 713 | | | |
| 拡張 | 自動車道 | | 沼津市西浦 (旧沼津市) | 古宇河内 | 前期 後期 計 | 3 3 6 | 430 | ○ | 2 | 法面保全 局部改良 |
| 拡張 | 自動車道 | | 沼津市西浦 (旧戸田村) | 蟹沢洞 | 前期 後期 計 | 3 1 4 | 45 | ○ | 3 | 法面保全 局部改良 |
| 拡張 | 自動車道 | | 沼津市戸田 (旧戸田村) | 平戸洞 | 前期 後期 計 | - 1 1 | 161 | | 4 | 局部改良 |
| 拡張 | 自動車道 | | 沼津市戸田 (旧戸田村) | 空洞 | 前期 後期 計 | 2 - 2 | 58 | ○ | 5 | 局部改良 |
| 拡張 | 自動車道 | | 沼津市戸田 (旧戸田村) | 舟山 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 271 | ○ | 6 | 局部改良 |
| 拡張 | 自動車道 | | 沼津市戸田 (旧戸田村) | 土肥戸田 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 713 | ○ | 1 | 法面保全 局部改良 |
| | | | 計 | 6 路線 | 前期 後期 計 | 15 12 27 | 1,678 | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 沼津市西浦 (旧沼津市) | 蟹沢洞 | 前期 後期 計 | 1.7 0.2 1.9 | 45 | ○ | 3 | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 沼津市戸田 (旧戸田村) | 舟山 | 前期 後期 計 | - 0.2 0.2 | 271 | | 6 | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 沼津市西浦 (旧戸田村) | 土肥戸田 | 前期 後期 計 | 6.0 - 6.0 | 713 | ○ | 1 | |
| | | | 計 | 3 路線 | 前期 後期 計 | 7.7 0.4 8.1 | 1,029 | | | |